平成27年5月定例教育委員会会議

会 議 録

平成27年5月28日開催

会 議 録

開	催	1	月	時	平成 2 7 年 5 月 2 8 日 (木) 午後 3 時 開会 午後 4 時 4 分 閉会
場				所	旭川市教育委員会 会議室
	委員		員	委員長 金丸 浩一, 頻顯脈賭 金谷 和文, 委 員 中島 智子 委 員 滝山 義之, 教育長 小池 語朗	
出席者	事務	説	明	川	学校教育部長 田澤 清一 社会教育部長 高橋 いづみ 学校教育部次長 田上 和敏 社会教育部次長 森山 素子 学校教育部次長 金子 圭一 文化振興課長 谷口 達治 学校教育部次長 片岡 晃恵 中央図書館長 杉山 一彦 教職員担当課長 林上 敦裕
	局	事職		局員	教育政策課課長補佐 松浦 宏樹 同 教育政策係 鎌田 和宏 同 阿部 由里夏
傍		聴		者	1人
公	公開・非公開の別)別	一部非公開
			次	第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 小中連携・一貫教育の基本的な考え方の策定について ・議案第2号 平成28年度から使用する旭川市立中学校用教科用図書 の採択事務について ・議案第3号 旭川市教科書選定委員会選定委員の任命について ・議案第4号 旭川市特別支援教育推進委員会委員の選任について ・報告第1号 平成27年度一般会計予算の補正(臨時代理)について ・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・報告第4号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について 5 報告事項 (1) 旭川市文化芸術振興基本計画の策定概要について (2) 第39回中原第二郎賞選考結果について (3) 社会教育施設における臨時開館の試行について その他 7 閉会

審議内容							
発	言	者	発 言 要 旨				
			《開会》				
委	員	長	ただいまから、平成27年5月定例教育委員会会議を開会いたします。				
			《会議録署名委員》				
委	員	長	本日の会議録署名委員は、中島委員、小池教育長を指名します。				
			《前回会議録》				
委	員	長	会議録ですが、平成27年3月定例教育委員会会議(平成27年3月 27日開催)及び平成27年4月定例教育委員会会議(平成27年4月				
			28日開催)の会議録については、既にお手元に配付されておりますが、 これらの内容について御意見はありますか。				
各 委	委 員	員長					
			27年4月定例教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。				
各 委	委 員	員長	異議ありません。 「異議なし。」と認め,平成27年3月定例教育委員会会議及び平成				
			27年4月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。				
			《審議事項》				
委	員	長					
			議案第3号「旭川市教科書選定委員会選定委員の任命について」,議案第4号「旭川市特別支援教育推進委員会委員の選任について」,報告第1				
			号「平成27年度一般会計予算の補正(臨時代理)について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の行政措置(臨時代理)について」、報告第4号「旭川市政会会議会議会」との内央(臨時代理)について、及				
			告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」及び報告事項(2)「第39回中原悌二郎賞選考結果について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法				
			世 (平成26年法律第76号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により秘密会といたしたい				
各	委	昌	と思いますが、いかがですか。 異議ありません。				
委	員	長					
			任について」、				
			代理) について」,報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨				
			時代理)について」及び報告事項(2)「第39回中原悌二郎賞選考結果について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。				
	7781 1-East - E	-1 -	議案第1号「小中連携・一貫教育の基本的な考え方の策定について」, 説明願います。				
万尚	学校教育部	次長	議案第1号「小中連携・一貫教育の基本的な考え方の策定について」,				

説明します。

1月の教育委員協議会から、4回にわたり小中連携・一貫教育の推進に向けて、数多くの御意見をいただき、検討を重ねてまいりました。本日は、4月28日開催の教育委員協議会で御協議いただきました内容を踏まえて修正いたしましたので、御確認いただきますとともに、本考え方の策定について御審議をお願いいたします。

別冊の表紙を御覧ください。小中連携・一貫教育の推進に向けて、小中学校間の乗り入れ指導を実施する際の教員の負担や教員免許の問題、小学校において一部教科担任制を実施する場合の教員配置などの課題があると考えておりますことから、まず、小中連携の取組を推進し、次の段階で教育環境や指導体制等を整備することにより、小中一貫教育に取り組むという流れを示すために、連携から一貫へという副題を付けております。

次に、目次を御覧ください。本考え方の項目については、これまでの教育委員協議会での御意見を踏まえ、これまでの取組や今後の展開について分かるように構成しております。

次に、1ページの「はじめに」を御覧ください。本考え方については、 平成27年3月17日に閣議決定された学校教育法等の一部を改正する法 律案を踏まえ、現時点での考え方を整理したものとしております。今後、 適宜考え方を補いながら具体化を進めていくことを記載しております。

次に、2ページを御覧ください。小中連携・一貫教育に取り組む背景を記載しております。教育委員協議会での御意見を受けまして、⑤については、学校の楽しさ、教科や活動の時間の好き嫌いについて、小学校4年生から5年生に上がる段階においても肯定的回答をする児童の割合が下がる傾向があるなどの文章を追加し、心理面の状況を記載しております。

次に、3ページを御覧ください。これまでの取組の成果等を記載しております。なお、事業ごとの主な成果等については、参考資料として9ページに記載しております。

次に、4ページを御覧ください。小中連携・一貫教育の目的についてです。本市では、9年間を見通した系統的な教育活動や、小学校から中学校への円滑な接続を目指す取組を通して、子ども一人一人の学力の向上や人間形成を図ることを目的とすることを記載しております。

次に、5ページ、6ページを御覧ください。小中連携・一貫教育の推進 に向けた取組についてですが、(1)小中連携教育モデル校事業の実施、

(2) 小中連携コーディネーター等の配置,(3) 施設一体型の学校の開校,(4) 通学区域の見直し,(5) 推進プランの策定の5つの取組を記載しております。

次に、7ページを御覧ください。小中連携・一貫教育の推進を視野に入れた先行的な取組の実施として、施設一体型の学校の開校について記載しております。また、視点の具体イメージの2つ目に、小・中学校のPTAの連携強化という部分がありますが、これはPTAの一体化という表現からPTAの連携強化という表現に修正しております。

次に、8ページを御覧ください。今後の作業スケジュール及び推進体制の 在り方について記載しております。詳細については、資料の小中連携・一貫 教育の推進に向けた作業スケジュールを御覧いただきたいと思います。

今後の予定でございますが、本考え方について、旭川市小・中校長会に情報提供しまして今後の協力を依頼するとともに、各学校に周知してまいりたいと考えております。その後、作業部会を設置し、具体的な取組を進めてまいりたいと考えております。

委 員 長

この策定に向かって、これまで教育委員の皆さんには、教育委員協議会等で4回程熱心な議論をいただいてきたと思います。全体的な部分については、十分に御理解いただいていると思いますが、「はじめに」にあるように、考え方を補いながら、具体化を進めていきますとのことですので、

細かいところで追加があったり、修正があることを前提として、議案第1号「小中連携・一貫教育の基本的な考え方の策定について」、御意見、御質問等はありますか。

教 育 長

8ページの今後の作業スケジュールについてですが、今年度は研修会などを開催することになっていて、教員や教育関係者に、直接、小中連携・一貫教育に関する周知の徹底や情報、その考え方の共有につながるということですが、28年度以降もそういう取組は、引き続き行う必要があると思います。特段明記はされていませんが、そういったことについても、今後検討し、進めていくという考え方でよろしいでしょうか。

片岡学校教育部次長 滝 山 委 員

はい。

この考えが出た段階で、施設分離型は今年度からどこでもできると考えていいですか。つまり、どこでも小学校と中学校の連携が図っていけると考えていいですか。

片岡学校教育部次長

今年度から、施設分離型のところでも小中連携を視野に入れた連携を強化していくところです。特に、昨年度からこの取組を行っている神居小・中学校については、範囲を広げて他の学校とも連携を進め、旭川小・中学校については、実際にそれを見越して連携していきます。また、その他の学校についても、将来連携することを見越して取り組んでいるところです。

滝 山 委 員

今は、大体の小学校が、この小学校であれば、この中学校に入るという 形で確定しているのですか。それとも、同じ小学校の中でも別々の中学校 に行く小学校もあるのですか。

片岡学校教育部次長

今は,通学区域の整備が小中連携や一貫が前提となっていないために,同じ小学校から別々の中学校に通う学校もあります。

滝 山 委 員 片岡学校教育部次長 教 育 長 その解消はいつぐらいですか。

それも併せて取り組んでいかなければならないことだと捉えています。

8ページに「小・中学校適正配置計画(ブロック別計画)の策定」とありますが、継続的に行っていかなければならないことなので、これで連携するべき小学校と中学校の関係性を明らかにしていき、これらが完成した段階で、今言ったような連携をそれぞれの校区ごとにお願いしたいと思います。

委 員 長

モデル校として連携を行っている学校は始めていき,その他の学校については,適正配置計画などの整備等と並行しながら引き続き進めていくということでよろしいですか。

片岡学校教育部次長中島委員

はい。

結局,長いスパンで何年も掛かる計画なので,スケジュールや目標数値なども一覧で出ていますが,先ほど教育長と滝山委員がおっしゃったように,適正配置と小中連携一貫というのは多分両輪みたいな形で回っていくと思います。そうなると,トップダウンだけではなく,やはり現実的にはそこに通わせている保護者の御意見がとても重要になってくると思います。3中学校の統合に関しても,とても大変な作業がありましたよね。適正配置が進むと,通学路も拡大するかもしれない。そして,さらに小中一貫になってくると,年齢差が9年間の開きがありますから,子どもたちの安全性の確保も同時に行っていかなければならないので,これだけではない,もろもろの細かい問題がたくさん出てくると思いますが,やはり,現場の声も吸い上げていただければとてもありがたいなと思います。

この前、当麻の方に行ったとき、朝の8時前ぐらいだったと思いますが、旭川小学校の近くで、ランドセルに黄色いカバーを掛けていたので、1年生だと思いますが、自転車に乗って行っている子と、歩いて行っている子と、親が付いて行っている子とばらつきがありました。もちろん、通りすがりに見ただけで、実情がどうなのかというのは把握していないので、簡単には申し上げられないことですが、そのように教育していただけるおうちの方と、そうではなく子どもだけで行かせるおうちの方と色々出てくる

ので、やはり、そういった安全性をまず第一に考えていただいて、取り組 んでいただければと保護者の立場からは思いました。

谷 委 員

適正配置だけできれば良いという問題でもないし、市民委員会や地域の 人たちとの対話なども同時進行で行わないと,どちらかが先行してもどう にもならないことなので、同時に進行して、できる状況になりつつあると ころから実行するという取組しかできないのかなと思います。

教 長 金 谷 委 員 成熟度を見ながら順次広めていく柔軟な対応が必要だと思います。

近郊のエリアのように、小学校はゾーンごとに3校ないし4校あるけれ ども、中学校は1校しかないとなると、通学区域は随分違ってくることに なりますよね。そうなると、父母や地域の皆さんもそこへ知恵を出すけれ ども、旭川市のように中学校が複数あるところでは、便利な方を選択して しまうということもあるので、父母や地域の皆さんとどれだけ対話を進め ていけるのかということが大切な気がしますね。

員

やはり、第一に小・中学校両方の理解と実際の活動、もちろんその前に 教育委員会の考え方もありますけれども、各委員から話があったように、 家庭や地域の理解も一緒に進めていき、より着実に目標に向かっていくこ とになるんだろうと思いますので、よろしくお願いします。

文言で気になる部分が2点ありまして、検討してほしいと思います。2 ページの「小中連携・一貫教育に取り組む背景」とありますが、この文章 の2行目「先進地調査や本市の実態などから、必要とされる取組について、 次の5つにまとめました」とありますが、この必要とされる取組というの は、テーマからすると、小中連携・一貫教育が必要とされる背景ではない かと思います。取組ではなく、背景について、次の5つにまとめましたと いうことだと思いますので検討してください。

それからもう1点。5ページの「小中連携・一貫教育の推進に向けた取 組」の「(4) 通学区域の見直し」とありますよね。これは通学区域と小 中連携・一貫教育の推進との関わりを示す非常に重要なところです。「通 学区域については小中連携・一貫教育を推進するための基盤となることか ら」とありますが、確かにそういう面があると思います。一つの小学校か ら複数の中学校に進学するなどの状況をなくすために、考え方としては進 めることができるという意味でいうと,「推進するための」の前に,「より 良く」という言葉を入れたら良いと思います。通学区域については小中連 携・一貫教育をより良く推進するための基盤と押さえておけば、通学区域 も相手がいることなので、地域の理解等がなければ進めることができない ので,少し幅を持って進められたらなと思って意見させていただきました。 検討をお願いしたいと思います。

他に御意見、御質問等はありますか。

各 委 委 員

長

それでは、議案第1号「小中連携・一貫教育の基本的な考え方の策定に ついて」は、これらの意見を踏まえた上で、原案どおり決定することで御 異議ありませんか。

各 委 委 員 異議ありません。

ありません。

「異議なし。」と認め、議案第1号「小中連携・一貫教育の基本的な考 え方の策定について」は、原案どおり決定します。

次に、議案第2号「平成28年度から使用する旭川市立中学校用教科用 図書の採択事務について」、説明願います。

田上学校教育部次長

議案第2号「平成28年度から使用する旭川市立中学校用教科用図書の 採択事務について」、説明します。

まず、採択方針についてですが、昨年度の小学校用教科用図書の採択と 同様の内容とし、「1 日本国憲法及び教育基本法の精神を遵守する。」、 「2 学習指導要領の趣旨を踏まえて行う。」,「3 本市を中心とする地 域性並びに生徒の実態、生活経験及び興味・関心などに配慮して行う。」

- 5 -

といたしたいと思います。

次に、諮問内容についてですが、採択方針を踏まえ平成26年度に新た に文部科学大臣の検定を経た教科用図書を調査研究し、教育委員会に答申 することとし、諮問書は、資料のとおりといたします。

最後に、採択結果等の公表についてですが、義務教育諸学校の教科用図 書の無償措置に関する法律及び同法施行規則では、採択した教科用図書の 種類、理由、研究のために作成した資料を公表するよう努めることと明記 されており、また、文部科学省及び北海道教育庁からも、採択結果や理由 など、採択に関する情報について積極的な公表に努めるよう通知されてお りますことから, 昨年度と同様に, 採択結果及び採択理由のほか, 採択方 針、選定委員会からの答申書、教育委員会及び選定委員会会議録、選定委 員会の委員名について、採択終了後に市のホームページで公表いたします。 また、これ以外の資料等の公開については、旭川市情報公開条例に基づき 対応いたしたいと考えております。

委 員 長

今年は中学校の教科用図書の採択ですので、極めて重要な教育委員会の 役割になります。慎重に検討してまいりたいと思います。採択方針,諮問 内容、採択結果等の公表に関わって説明がありましたけれども、議案第2 号「平成28年度から使用する旭川市立中学校用教科用図書の採択事務に ついて」、御意見、御質問等はありますか。

一つ一つ見ていきましょうか。では、採択方針についてはいかがですか。 これは、昨年度と同じということですよね。昨年度文言整理しましたよね。 そうですね。基本的な問題ですから、昨年度と変える必要はないと思い ます。これでいいと思います。

教 育

委 員 長

各 委 員

委 員 長

各 委 員

委 員 長

よろしいですか。 はい。

では、諮問内容について、これも当然基本に基づいて行うということで よろしいですか。

はい。

それでは、次は採択結果等の公表についてですが、これも昨年度大きく 変えて,全て透明性を確保して行っていくということで御理解をいただい て進めたと思います。これは教科書採択の公正確保ということがあります ので、静ひつな環境などと言われてますが、静かな環境の中で審議、検討 し、採択終了後に公表していくというようなことでよろしいでしょうか。 はい。

委 各 員 委 員

各

委

長 他に御意見、御質問等はありますか。

委 員 ありません。

それでは、議案第2号「平成28年度から使用する旭川市立中学校用教 委 員 科用図書の採択事務について」は、原案どおり決定することで御異議あり ませんか。

各 委 員 員

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第2号「平成28年度から使用する旭川市 立中学校用教科用図書の採択事務について」は、原案どおり決定します。

次に、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代 理)について」、報告願います。

片岡学校教育部次長

報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)に ついて」、報告します。

平成27年4月30日付けから平成27年5月13日付けまでの旭川市 教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして、緊急に処理する必要が ありましたので、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定によ り、報告第3号別紙のとおり教育長が臨時に代理し、同条第3項の規定に より報告するものであります。

主なものといたしましては、職員の人事異動によるものと、臨時的任用

|職員,非常勤嘱託職員の任用によるものでございます。具体的な内訳とい たしましては、退職した職員が1名、教育委員会内で異動した職員が1名、 新規に任用した臨時的任用職員が27名、非常勤嘱託職員が16名となっ ております。

報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)に ついて」、御意見、御質問等はありますか。

ありません。

それでは、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨 時代理)について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。 異議ありません。

「異議なし。」と認め、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の 人事異動(臨時代理)について」は、報告のとおり了承します。

《報告事項》

それでは、報告事項に入ります。 員 長

> 報告事項(1)「旭川市文化芸術振興基本計画の策定概要について」,報 告願います。

> 報告事項(1)「旭川市文化芸術振興基本計画の策定概要について」,報 告します。

> 24ページの資料を御覧ください。まず、計画策定の目的ですが、平成 22年11月に策定いたしました、旭川市文化芸術振興基本計画の計画期 間が今年度で終了いたしますことから、旭川市文化芸術振興条例に基づき まして, 次期基本計画を策定するものです。

> 計画の位置付けにつきましては、現基本計画が第7次総合計画を最上位 計画として位置付け、第7次総合計画と連携した内容で策定いたしました ことから、次期基本計画につきましても、平成28年度にスタートいたし ます第8次総合計画を最上位計画と位置付けまして、策定を進めていきた いと考えております。

> また、計画期間につきましては、第8次総合計画の計画期間であります 平成28年度から平成39年度までの12年間とすることが望ましいと思 われますが、今後、検討懇話会を設置して御意見等を伺いながら整理した いと考えております。

> 検討懇話会は、文化芸術活動の関係者、有識者、企業関係者など10名 程度で構成する予定ですが,そのうち2名を公募により選任いたします。 公募は、6月15日から1か月間を募集期間といたしまして、8月頃、公 募によらない構成員も合わせて決定する予定でございます。なお、公募に よらない構成員につきましては、現基本計画の策定に関わった検討懇話会 の構成員を中心に,就任を打診する予定でおります。

> 最後に、策定のスケジュールにつきましては、8月頃、策定に関します 検討懇話会において意見交換を開始いたしまして、12月頃に次期基本計 画案をまとめたいと考えております。その後は、意見提出手続の実施を経 まして、平成28年3月中に次期基本計画を策定する予定でございます。

> 今後、作業を進めていきます中で、教育委員会会議での御審議、御決定 をいただくことが必要な部分もございますので、よろしくお願いしたいと 思います。

報告事項(1)「旭川市文化芸術振興基本計画の策定概要について」、御 意見、御質問等はありますか。

案が策定されるまでの間に,教育委員会会議で進捗状況や,内容的な報 告をした方がいいと思います。そういうのもスケジュールの中に考えてお いてください。

文 化 振 興 課 長 分かりました。

各 委 委 員

員

長

委

各 委 員 委 員 長

委

文化振興課長

委 員

育

委 員 他に御意見、御質問等はありますか。

各 委

員 ありません。

員 長

それでは、報告事項(1)「旭川市文化芸術振興基本計画の策定概要に ついて」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(3)「社会教育施設における臨時開館の試行について」, 報告願います。

文化振興課長

報告事項(3)「社会教育施設における臨時開館の試行について」,報告 します。

観光客等への利便を図るため、彫刻美術館ステーションギャラリー及び 井上靖記念館における夏期の月曜開館の試行実施につきましては、6月か ら9月までの4か月間、休館日の月曜日を臨時に開館するもので、今年度 で4年目となるものであります。なお、このことにつきましては、ホーム ページやチラシ等で市民の皆様への広報を予定しております。

中央図書館長

引き続きまして, 中央図書館の臨時開館の試行について報告します。

平成26年度に引き続き、児童生徒の読書活動や学習活動を支援するた めに、市内の小・中学校の夏休み・冬休み期間中におきまして、中央図書 館の定例休館日であります月曜日に,午前10時から午後5時まで試行開 館し、今年度につきましては暦の関係から夏休みが4日、冬休みが3日の 計7日を開館する予定でございます。昨年度の実績でございますが、夏休み 期間中の開館が4日、延べ来館者は子どもが500人、大人が2、167人、 合計2,667人でございました。冬休み期間中につきましては、祝日の 振替休館日の開館も含めまして4日、延べ来館者は子どもが263人、大 人が2,037人,合計2,300人でございました。

火曜日から金曜日までの,この期間中の平日の来館者数との比較でござ いますけれども、子どもが70.2%、大人が57.3%でございまして、 平日の来館者を若干下回る結果となりましたが、初年度の取組であったこ とや, 広報が十分に行き届かなかったなどの反省点もございますことから, 今年度の実施に向けまして、広報体制をより強化いたしまして、来館者の 増加に結び付くような行事、企画等も盛り込みながら工夫をして、更に来 館者を呼びたいと考えております。

委 員 長

報告事項(3)「社会教育施設における臨時開館の試行について」、御意 見, 御質問等はありますか。

教 育

社会教育施設は基本的にはやはり, 通年開館を目指すべきだと思います。 そういった意味では、このように夏期休暇あるいは長期休業期間中の開館 は、それはそれで結構なことですけれども、通年開館にしていくために、 どんなことが手立てとして必要となってくるのか、そういったようなこと の検討を常時していかないと, いざ通年開館となったときに, 大変な思い をすることになる。おそらくは、館の経費だとか、あるいは人件費、こう いったものが相当数必要になるだろうと思いますが、同時にどのように人 的サイクルを確立し、市民サービスを落とさないで開館していけるのかと いう研究はしておく必要があるだろうと思います。そんなことについても 併せて今後とも研究をお願いしたいと思います。

委 員 長

臨時開館ということで、条件整備など様々な課題があるということです |が、そういった問題意識も持って進めてほしいということでした。

他に御意見、御質問等はありますか。

委

ありません。 委 員 長

それでは、報告事項(3)「社会教育施設における臨時開館の試行につ いて」は、報告を受けたこととします。

《その他》

長 他に,何かありますか。

各 委 員 ありません。 事務局職員 ありません。 委 員 長 ここからは, 秘密会といたしますので, 傍聴の方は御退席願います。 (傍聴者退席) 《秘密会》 【以下, 非公開】